

## 【1】事業内容

<b>目的</b>	日常生活に不安があり、常に見守りが必要な高齢者世帯に緊急通報装置を貸出し、緊急時の対応や相談通報、月一回の安否確認を行うことで、高齢者が安心して生活できる環境を整える
<b>対象者</b>	次の要件を全て満たす方 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 日常生活において不安があり常に見守りを必要とすること。 (3) 65歳以上であること。 (4) 同一世帯に介護のできる者がいない又は長時間不在になること。 (5) 同一世帯に属する者について、市税等の滞納がないこと。 (6) 益田市緊急時駆けつけサービス利用支援事業を利用していないこと。（併用は不可） ※端末の利用にあたって、原則、 <b>固定電話の回線</b> が必要 固定電話回線がない方は携帯型端末の貸与も可能（電波の関係で利用できない地域もあります）
<b>利用者負担</b>	○月額200円のサービス利用料（設置月から負担発生、撤去月は負担なし） ○サービス利用に伴う電話使用料（利用者からの通話料を含む） ○利用者の故意による故障が生じたときの機器の修理代 ○自己都合による機器の移転設置費用 ○新規に電話回線設置を必要とするときの設置負担金及び契約料 等

## 【2】申請から設置までの流れ

### ①申請方法

申請者からの依頼を受け、地区の民生委員、地域包括支援センター職員又は介護支援専門員が世帯状況の確認を行い、申請者と申請書を作成し、高齢者福祉課に提出。

※協力員については申請書に記載をお願いします。

※協力員とは緊急時にボタンを押した利用者がコールセンターの呼びかけに応答しない時、  
現場確認等をしていただく方。

⇒協力員は、近所の方や市内の親族が好ましい。

協力員を探すのが困難な場合は、地区の民生委員にご相談ください。

### ②申請から設置まで

(1) 市の利用決定後、市から利用者へ決定通知書と契約書を送付。(概ね1～2週間程度)

(2) 市から委託業者に発注。(委託業者は、周南マリコム株式会社「サスケセンター」)

(3) 委託業者から利用者に日程調整の連絡。

(4) 委託業者が機械を設置。

(その際、利用者の生活状況の聞き取りや口座引落としの手続き等も行う。)

○氏名・住所など

○身体状況(血液型、薬、健康状態、かかりつけ病院 など)

○生活サポート(介護サービス状況、ケアマネジャー、タクシー店、石油店など)

○緊急連絡先(協力員、救急搬送後等の報告先(ご家族、民生委員・児童委員))

○設置場所(機器の設置場所、寝室場所、救助口)

### 【3】機器の利用

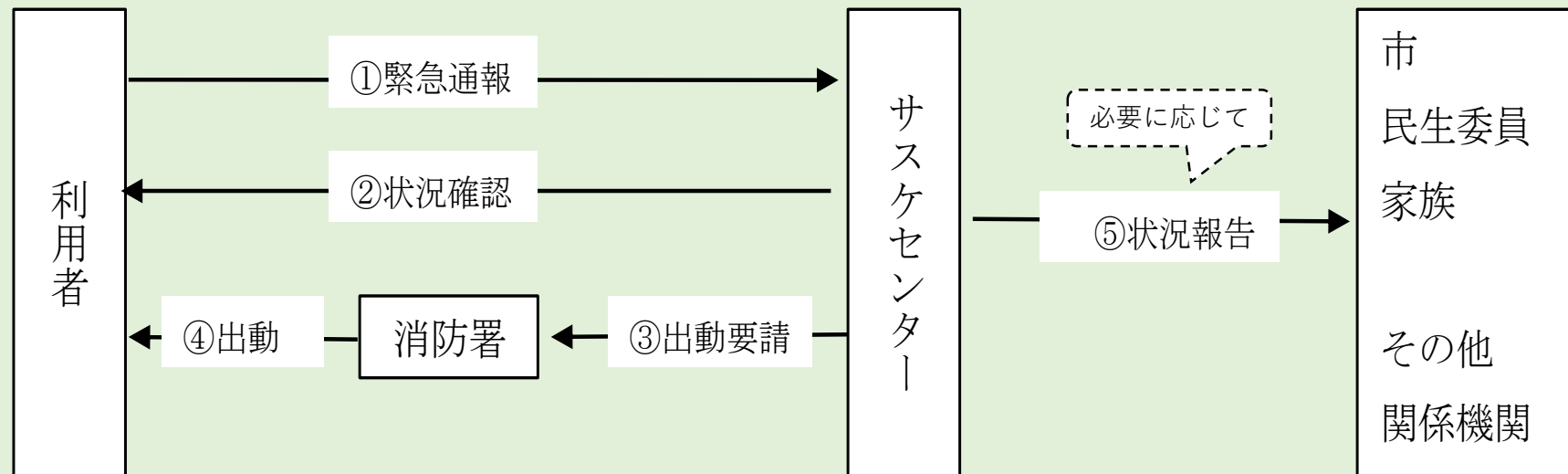
#### ①内容

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 緊急時    | 体の調子が悪い、救急車を呼んでほしい      |
| (2) 相談時    | 体や病気のこと相談したい            |
| (3) 生活サポート | タクシーの手配をお願いしたい          |
| (4) 生活相談   | 救急病院の紹介                 |
| (5) 安否確認   | 月一回、利用者の生活の様子などを確認する など |

※機器の「緊急」・「相談」ボタンは、どちらを押してもサスケセンターにつながる。  
※ペンダント型の機器は、自宅屋内のみでの利用。（通報はセンターに入る。会話機能なし）

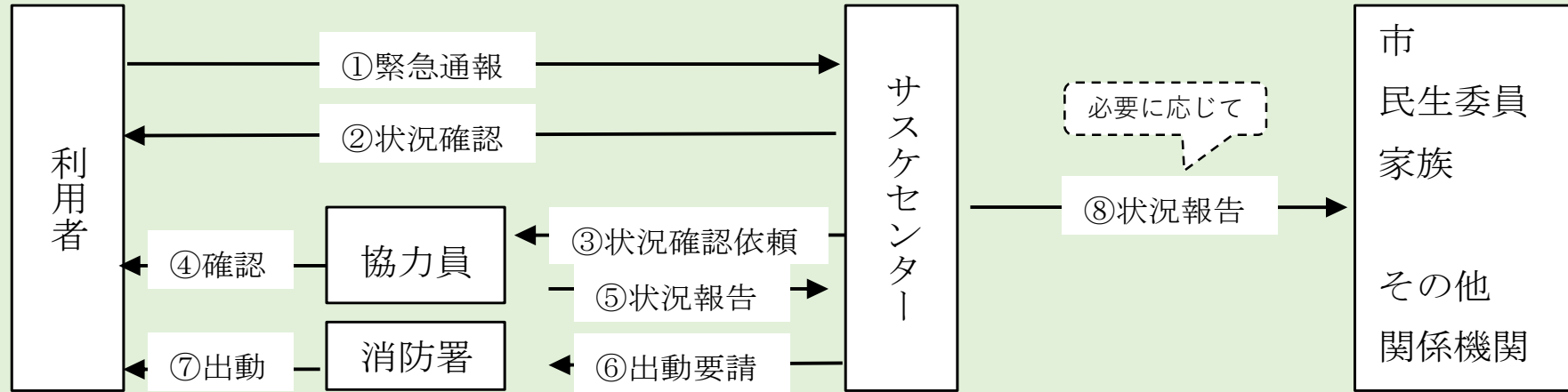
#### ②通報の流れ

＜緊急時＞①利用者が応答できる場合

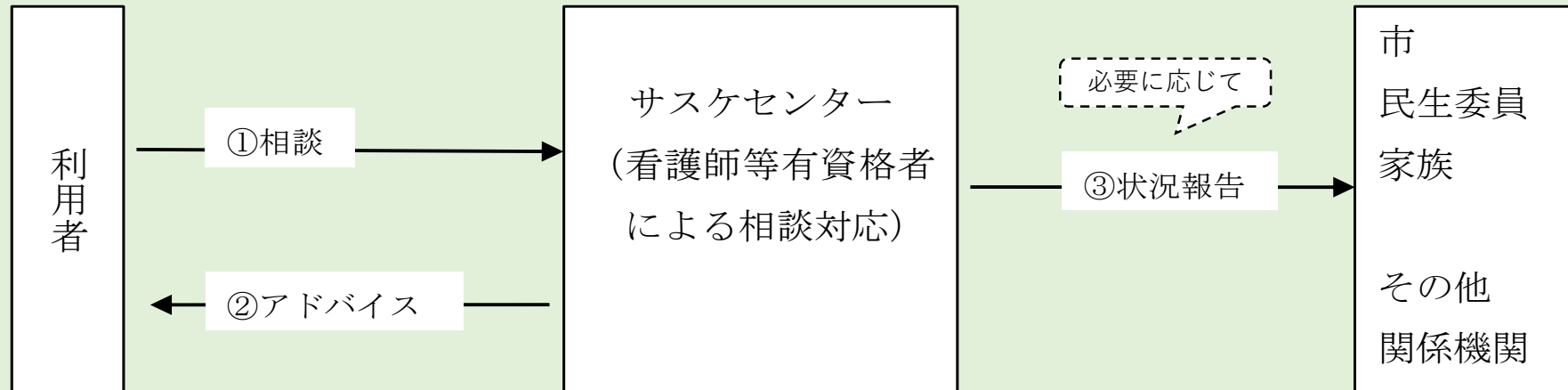


## ②通報の流れ

### <緊急時>②利用者が応答できない場合



### <③相談時>



## 【4】撤去・休止・再開について

### 撤去

- (1) 利用者、家族、関係機関等 ⇒ 市またはサスケセンターへ撤去希望の連絡。
- (2) サスケセンターが利用者または家族に日程調整を行い、撤去に伺う。
- (3) サスケセンター ⇒ 市、サスケに登録がある関係機関へ撤去報告。

### 休止・再開

- (1) 休止したい時・・・利用者、家族、関係機関等 ⇒ 市又はサスケセンターへ連絡。  
(一か月以上ご自宅をあけられる場合等は、【休止】での対応)
- (2) 再開したい時・・・利用者、家族、関係機関等 ⇒ 市又はサスケセンターへ連絡。

### 周南マリコム株式会社サスケセンターの電話番号について

○サスケセンターへ発信する時      0 1 2 0 - 2 7 0 - 3 8 2

○サスケセンターから着信がある時      0 8 3 4 - 2 2 - 8 0 3 7 ・ 0 8 3 4 - 2 2 - 8 0 3 0

## 【5】その他

<p>①オプション</p>	<p>○サスケセンター毎日コール</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・安否確認の回数を追加できる。（利用料は、利用者負担）</li><li>・回数の追加を希望の場合：350円／回＋消費税</li><li>・毎日の安否確認を希望の場合：6,000円／月＋消費税</li></ul>
<p>②認知症の方への対応</p>	<p>○安否確認について</p> <p>認知症の症状がある利用者には、安否確認を月2回（通常は月1回）行う。</p> <p>設置時の聞き取りやコールセンターとのやりとりの中で、委託業者が必要性を判断</p>
<p>③協力員等の不在時</p>	<p>○警備員の駆けつけ対応について</p> <p>協力員に連絡が取れない、利用者宅に速やかに訪問できる状況でない不在等の場合は、駆けつけ対応事業者が駆けつけ対応による安否確認を行う【北陽警備保障株式会社】</p>

申請書、パンフレット等 詳しくは

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係  
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号  
TEL：(0856)31-0235 FAX：(0856)24-0181